

令和2年7月22日
東京都剣道連盟

審査会実施にあたっての感染拡大予防ガイドライン

東京都剣道連盟（以下「東剣連」）は、審査会においても、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止を図り、多くの方が安心して受審して頂けるようにすることがたいへん重要と考えています。このため、「審査会実施にあたっての感染拡大防止ガイドライン」（以下「審査ガイドライン」）を制定しました。受審者はもとより、審査員、立ち合い、係員等すべての関係者（以下「関係者」）は、この審査ガイドライン並びに6月17日付「稽古再開に向けてのガイドライン」（以下「東剣連ガイドライン」）を遵守して、安全な審査会の実施に努めて頂きますようお願いいたします。

また、審査ガイドラインは東剣連主催の審査会に適用するものですが、各加盟団体においても、審査会を実施する場合、この審査ガイドラインを参考に独自のガイドラインを作成し、安全な審査会実施に当たるようにしてください。

なお、感染症の状況や審査会場が所在する区市町村、審査会場となる施設の方針を優先し、必要に応じ、逐次、審査ガイドラインの見直しを行う予定ですので、ご留意ください。

ガイドライン

【審査会を開催するにあたって】

1. 東剣連（以下ガイドラインにおいて「主催者」）は、審査会を開催するにあたって、開催場所が所在する区市町村および審査会場となる施設の方針を遵守するものとする。
2. 主催者は審査会を開催するにあたって、受審者および関係者に対し、この審査ガイドラインの内容を徹底する。
3. 主催者は、審査会スケジュールを策定するにあたって、入場・受付の密集を避けるため受付時間を幅広くとり、トイレ・休憩室の密集を避

けるため休憩時間を長くするなど、全体として余裕を持った時間割とする。

4. 主催者は、受審者および関係者以外（例えば、付き添いや見学者）は入場できないことを、あらかじめ徹底する。
5. 受審者および関係者は、審査ガイドラインを遵守し、安全な審査会の運営に協力する。

【受審にあたって】

1. 以下に該当する者は受審できない。
 - (ア) 基礎疾患のある者
 - 基礎疾患のある者とは、「糖尿病、心不全、慢性閉塞性肺疾患（COPD）、透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方など」をいう
 - これらの者が理由あって受審する場合は、主治医の承認を得るものとする
 - (イ) 発熱のある者（個人差があるが、一般的には 37.5 度以上ある者をいう）
 - (ウ) 咳・咽頭痛など風邪の様な症状がある者、その他体調がよくない者
 - (エ) 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合
 - (オ) 過去 14 日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合
2. 受審者は、受審日に自宅等で検温を行い、受審者確認票に、氏名、住所、連絡先電話番号および当日の体温を記録し、審査会場に持参する。
3. 受審者は、面マスクおよびいわゆる家庭用マスクを持参する。
 - (ア) 実技審査時には面マスク、それ以外（実技審査までの待機中、合格発表までの待機中等）は家庭用マスクの着用を前提としている。実技審査時以外でも面マスクを着用する予定の受審者は、面マスクのみの持参で可。

【入場にあたって】

1. 受審者および関係者は、自宅と審査会場との往復の際にはマスクを着用し感染予防に努める。
2. 主催者は、入場口を広くしたり、多数の係員を配置したりするなど、受審者が施設に入場する時、行列にならないよう配慮する。
 - (ア) やむを得ず行列になる場合に備え、入口外に1メートル毎に目印を付ける。
 - (イ) 行列を整理するために、係員を適正に配置する。
3. 受審者および関係者は施設への入場時、係員に持参した受審者確認票または、関係者確認票を提出する。
 - (ア) 受審者確認票を持参しなかった者は、原則として入場させない。
 - (イ) 見学者、付き添い等は入場させない。
4. 入場口にアルコール除菌液を設置し、受審者および関係者は手指消毒を行う。
5. 受審者および関係者は体温測定を受ける。主催者は、非接触型体温計等により、受審者および関係者の体温測定を行う。
 - (ア) 体温測定により37.5度以上ある者は、入場できない。

【審査会場内での留意事項】

1. 受審者および関係者は、フィジカル・ディスタンス（人と人の距離、最低でも1メートル、できれば2メートル）を常に保つようにする。
2. 受審者は、審査会場では、実技審査時（面マスク使用）を除いて、常にマスクを着用する。関係者は、マスクおよびフェースシールドを着用する。
3. 受審者および関係者は、施設内でも、手洗い、うがい、アルコールによる除菌消毒に努める。また、トイレはふたを閉めてから流す。
4. 主催者は、手洗い、うがいの場所をなるべく多く確保し、可能な限り多くの場所にアルコール除菌液を配置する。

【更衣、受審者説明、受付、受審番号の配布、実技審査待機】

1. 施設に入場後、受審者は、観覧席（女子の場合は更衣室）に移動し、剣道着・袴に着替えて、待機する。
 - (ア) 観覧席は密集にならないように、1席以上空けて使用する。
 - (イ) 女子更衣室は、交代で使用するなど密集状態にならないように配慮する。女子は更衣後、観覧席に荷物を持って移動する。
2. 主催者は、受審者が密集にならないように、観覧席および審査会場内に待機させ説明を行う。
3. 受付は、密集を避けるため、受付時間を長くとり、受審者を分散させる。分散がスムーズにできるよう、受付時間の表示を明確にする。
4. 人と人の距離を保つため、受付の前に、1メートル毎に目印を付ける。
5. 受審者は、受付時間内に各自会場へ集合し、主催者は受審番号シールを渡す。

(注) 受審者は受付時間までは観覧席で待機する。
6. 受審者1組目（5名1組）から5組目までは審査会場に集合する。

(注) 6組目以降は、1組ずつ実技終了後随時集合。
7. 実技会場入口にアルコール除菌液を設置し、受審者は入場の際、手指消毒を行う

【実技審査】

1. 実技審査に当たっては、面マスクを必ず着用する。
2. 1組目から3組目が面をつけ指定された場所に待機する。4組目、5組目も指定場所に待機し、すべての待機者は必要なく移動しない。
3. 3組目終了後、6組目が面をつける

【実技合格発表】

1. 原則午前中の休憩時、昼休憩、午後実技審査終了後の計3回合格発表を行う。
2. 発表は、実技審査会場外のホール等比較的広い場所で行い、密集になることを回避する。

3. 不合格者は、すみやかに施設から退場する。

【日本剣道形審査、学科審査】

1. 実技合格者は、間隔（1メートル以上）をとって整列する。
2. 受審者は、審査中は面マスク等を着用する。
3. 学科は、日本剣道形審査前に各会場へ提出する。この時も間隔をとる。
4. 合格発表後は、すみやかに施設から退場する。（不合格者には再受審証明書を渡す。）

【その他】

1. 審査員、係員等すべての関係者は、マスクを着用のうえ、主催者が準備するフェースシールドを着用する。
2. 休憩時間における審査員控室やトイレが密集状態になることを避けるため、休憩時間は多めにとるようにし、審査員等は交代で休憩室、トイレを使用する。
3. 審査会場では常に換気を行う。可能であれば送風機を設置する。
4. 主催者は、多くの人に触れる用具、箇所（ドアノブなど）を定期的に消毒する。また、施設内トイレの出入口にアルコール除菌液とペーパータオルを設置する。
5. 受審者は、食事の空箱等、持参した物、ごみは必ず持ち帰る。
6. 審査会終了後2週間以内に新型コロナウイルス感染症を発症した場合は、主催者に対して速やかに濃厚接触者の有無等について報告する。
7. 受審者は、靴入れのビニール袋を持参する。

以上